

事業開始等届出書（法人）の記載要領

沖 縄 県

新たに事業を開始した場合は、事業を開始した日以後2ヶ月以内に事業開始等届出書（第83号様式）を事務所等が所在する市町村を所管する県税事務所等（名護県税事務所、コザ県税事務所若しくは那覇県税事務所又は宮古事務所県税課若しくは八重山事務所県税課をいう。）に提出しなければならないこととなっています。

また、事業を行っている法人が沖縄県内に新たに支店等を設置した場合は、支店等の設置の日以後1ヶ月以内に事業開始等届出書を所管の県税事務所等に提出しなければならないこととなっていますので、下記の記載方法を参考にして届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

各欄の記載方法

(1) 送付先・連絡先

「事務所等の所在地」と同じ場合は、記載する必要はありません。

(2) 事業開始年月日

新たに事業を開始した場合に、事業を開始した年月日を記載してください。

(3) 設立・設置年月日

新たに法人を設立した場合はその年月日、事業を行っている法人が沖縄県内に新たに支店等を設置した場合は支店等を設置した年月日を記載してください。

(4) 事業年度

定款等により定められている会計期間を記載してください。

(5) 資本金又は出資金の額

登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。

(6) 資本金等の額

法人税法施行令第8条に規定する資本金等の額を記載してください。

(7) 地方税の申告期限の延長の処分（承認）の有無

新たに支店等を設置した場合、すでに地方税法第72条の25第3項、第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、法人税法第75条の2（同法第145条において準用する場合を含む。）及び同法第81条の24の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合は、「有」を○で囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。

(8) 支店・出張所・工場等

登記の有無にかかわらず、すべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。支店等の数が多い場合は、「別紙のとおり」と記載し、支店等の一覧表等を添付してください。

なお、主たる事務所が沖縄県以外にある法人が、沖縄県内に2以上の支店等を有する場合は、その支店等のうち法人県民税・事業税に関する申告等の事務を一括して行う支店等の名称の前に○を付してください。

(9) 設立の形態

該当する形態の番号を○で囲んでください。

「4 新設分割により設立した法人」である場合、当該分割が法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合は「分割型」、同条第12号の10（分社型分割）に該当する場合は「分社型」、分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合は「その他」をチェックしてください。

(10) 設立の形態が2～4である場合の設立前の個人企業合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況

個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合は、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、所轄税務署及び事業内容等を記載してください。

(11) 単独法人・分割法人の区分

沖縄県内のみならず事務所等を有する法人は「単独法人」、沖縄県内に本店があり他都道府県に支店等を有する法人は「分割法人（本県本店）」、他都道府県に本店があり沖縄県内に支店等を有する法人は「分割法人（他県本店）」をチェックしてください。

(12) 添付書類等

届出書に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(13) 関与税理士

関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(14) 設立した法人が連結子法人である場合

設立と同時に連結子法人となった場合にのみ記載してください。

(15) 事業種目

製造業以外の事業を営む場合は「その他」をチェックし、定款等に記載されている事業の目的のうち、その主なもの又は現に営んでいる事業若しくは営む予定の事業を記載してください。

(16) 公益法人等（NPO法人を含む。）である場合

地方税法第24条第5項に規定する公益法人等が記載してください。

(17) 一般社団法人・一般財団法人である場合

法人税法第2条第9号に該当する法人は「非営利型法人」をチェックしたうえで、収益事業の有無をチェックしてください。

〈届出書の提出先〉

名称	住所・電話番号	所管する市町村
那覇県税事務所	那覇市旭町116-37 (098)867-1152	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、西原町、八重瀬町、南城市、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
コザ県税事務所	沖縄市美原1-6-34 (098)894-6501	うるま市、宜野湾市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
名護県税事務所	名護市大南1-13-11 (0980)52-2542	伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東村、本部町
宮古事務所県税課	宮古島市平良西里1125 (0980)72-2553	宮古島市、多良間村
八重山事務所県税課	石垣市真栄里438-1 (0980)82-3045	石垣市、竹富町、与那国町